

# ○ 鈴鹿工業高等専門学校廃棄物処理規則

平成 16 年 4 月 1 日  
規則第 64 号  
最終改正平成 17 年 4 月 1 日

## 鈴鹿工業高等専門学校廃棄物処理規則

### (目的)

第 1 条 この規則は、本校における教育、研究及び事務等により発生する廃棄物（放射性物質を含む廃棄物を除く。以下同じ。）を適正に処理するために必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2 廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）及びその他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによるものとする。

### (定義)

第 2 条 この規則において「廃棄物」とは、固体、液体及び気体の廃棄物を指し、それぞれ別表分類欄に掲げるものをいう。

### (校長の責務)

第 3 条 校長は、廃棄物の取扱いに関する業務を統括する。

### (教職員、学生等の責務)

第 4 条 教職員、学生その他関係する者は、この規則その他に定めるところに従い、教育、研究活動に伴い発生する廃棄物の取扱いについて十分に留意の上、取扱わなければならない。

### (廃棄物の責任を負う者)

第 5 条 実験室、研究室、実習室及び事務室から排出される廃棄物については、不動産管理事務取扱規則（平成 16 年高専機構規則第 38 号）に規定する当該研究室等の不動産管理責任者が、その責任を負わなければならない。

2 不動産管理責任者は、当該研究室等の教職員及び学生に対し、廃棄物の処理方法等に関し、指導あるいは教育を行うものとする。

### (承認)

第 6 条 実験室、研究室、実習室及び事務室等で廃棄物を相当量排出する場合、使用禁止の薬品を使用する場合及び洗剤等を必要上やむなく使用する場合には、不動産管理責任者は、安全衛生委員会の承認を受けなければならない。

### (特別管理産業廃棄物管理責任者)

第 7 条 校長は、有害廃棄物等の特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行うため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かななければならない。

2 特別管理産業廃棄物管理責任者の指名等に関する必要な事項は、別に定める。

### (雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、廃棄物の処理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。